◆　技術・家庭

Ⅰ　新学習指導要領の趣旨及び改善事項

１　改訂の趣旨

（１）家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業などについての基礎的な理解と技能を養うとともに、それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する視点から、内容の改善を図る。

①　技術分野については、ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し、目標や内容の改善を図る。

②　家庭分野については、自己と家庭、家庭と社会のつながりを重視し、生涯の見通しをもって、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する視点から、子どもたちの発達の段階を踏まえ、学校段階に応じた体系的な目標や内容へと改善を図る。

（２）社会の変化に対応し、次のような改善を図る。

①　技術分野については、持続可能な社会の構築や勤労観・職業観の育成を目指し、技術と社会・環境とのかかわり、エネルギー、生物に関する内容の改善・充実を図る。また、情報通信ネットワークや製品の安全性に関するトラブルの増加に対応し、安全かつ適切に技術を活用する能力の育成を目指す指導を充実する。

②　家庭分野においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応し、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験や高齢者との交流を重視する。また、心身ともに健康で安全な食生活のための食育の推進を図るため、食事の役割や栄養・調理に関する内容を一層充実するとともに、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。

（３）体験から、知識と技術などを獲得し、基本的な概念などの理解を深め、実際に活用する能力と態度を育成するために、実践的・体験的な学習活動をより一層重視する。また、知識と技術などを活用して、学習や実際の生活において課題を発見し解決できる能力を育成するために、自ら課題を見いだし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。

（４）家庭・地域社会との連携という視点を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

２　改訂の要点

（１）教科の目標

・技術・家庭科の教科の目標は従来と同様であり、基本的な考え方は変わっていないが、これからの生活を見通し、よりよい生活を創造するとともに、社会の変化に主体的に対応する能力をはぐくむ観点から、分野の目標について改善を図った。

（２）分野の目標の改善

①　技術分野の目標の改善

・ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し、次のように改めた。

> ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。

②　家庭分野の目標の改善

・自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、これからの生活を展望して、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度の育成を重視し、次のように改めた。

> 衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

（３）　内容の改善

①　内容構成の基本的な考え方と改善

・技術分野と家庭分野の内容構成を改め、各分野ともに次の４つの内容とした。技術分野においては、現代社会で活用されている多様な技術を４つの内容に整理しすべての生徒に履修させることとした。家庭分野においては、小学校の内容との体系化（系統性・連続性）を図り、中学生としての自己の生活の自立を図る視点から内容を構成した。

分野	新学習指導要領	現行学習指導要領
技術分野	A　材料と加工に関する技術 B　エネルギー変換に関する技術 C　生物育成に関する技術 D　情報に関する技術	A　技術とものづくり B　情報とコンピュータ
家庭分野	A　家族・家庭と子どもの成長 B　食生活と自立 C　衣生活・住生活と自立 D　身近な消費生活と環境	A　生活の自立と衣食住 B　家庭生活と家族

②　履修方法の改善

・技術分野、家庭分野ともに従来は必修項目と選択項目を設定していたが、今回の改訂では、各分野ともにＡからＤの４つの内容をすべての生徒に履修させることとした。

・家庭分野においては、「生活の課題と実践」に関する指導事項を設定し、次の３つの事項の中から１又は２事項を選択して履修させることとした。

> 家庭分野【内容Ａ項目⑶事項エ】家族関係又は幼児の生活についての課題と実践
> 【内容Ｂ項目⑶事項ウ】食生活についての課題と実践
> 【内容Ｃ項目⑶事項イ】衣生活又は住生活についての課題と実践

・技術・家庭科の指導を体系的に行う視点から、両分野ともに、小学校での学習を踏まえ中学校での３学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容を設定し、第１学年の最初に履修させることとした。

> 技術分野【内容Ａ項目⑴】生活や産業の中で利用されている技術
> 家庭分野【内容Ａ項目⑴】自分の成長と家族

③　社会の変化に対応する視点から内容の改善

・技術分野においては、持続可能な社会の構築やものづくりを支える能力の育成の重視など、社会の変化に対応する視点から改善を図った。

・ものづくりなどを通して基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、これらを活用する能力や社会において実践する態度をはぐくむ視点から、各内容を、「広く現代社会で活用されている技術について学習する項目等」、「それらの技術を活用したものづくり（製作・制作・育成）を行う項目等」、「ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境とのかかわりの理解を踏まえ、現代及び将来において利用される様々な技術を評価し活用する能力と態度を育てる項目等」で構成した。

・創造・工夫する力、他者とかかわる力（製作を通した協調性・責任感など）及び知的財産を尊重する態度等の育成を目指すとともに、安全・リスクの問題も含めた技術と社会・環境との関係の理解、技術にかかわる倫理観などの育成を目指した学習活動を充実した。

・家庭分野においては、少子高齢化や食育の推進、持続可能な社会の構築など、社会の変化に対応する視点から改善を図った。

・「Ａ　家族・家庭と子どもの成長」においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応し、幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の役割に気付く幼児触れ合い体験などの活動を重視した。

・「Ｂ　食生活と自立」においては、心身ともに健康で安全な食生活のための食育の推進を図る視点から、食生活の自立を目指し、中学生の栄養と献立、調理や地域の食文化などに関する学習活動を充実した。

・「Ｃ　衣生活・住生活と自立」においては、衣生活と住生活の内容を、人間を取り

巻く身近な環境としてとらえる視点から、１つの指導内容として構成した。その際、布を用いた物の製作を設けるなど、衣生活や住生活などの生活を豊かにするための学習活動を重視した。

・「Ｄ　身近な消費生活と環境」においては、社会において主体的に生きる消費者としての教育を充実する視点から、消費者としての自覚や環境に配慮した生活の工夫などにかかわる学習について、中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を重視した。

（４）言語活動の充実

・言葉を豊かにし、知識・技能を活用して生活の課題を解決する能力を育む視点から、次のように言語活動の充実について規定された。

・衣食住などに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動の充実
・生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実

３　具体的な改善事項　　（別紙　※「技術分野」「家庭分野」）

Ⅱ　移行措置

１　移行期間中の特例

平成２１年度から平成２３年度までの第１学年から第３学年の技術・家庭の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第２章第８節に規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第２章第８節の規定によることができる。

２　移行措置の解説

（１）移行措置の内容

・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。

（２）学習指導上の留意事項

・目標及び内容を２学年又は３学年まとめて示している教科については、特に、平成２３年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成２４年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する。

３　移行期間中の指導計画

（１）　技術分野の指導計画の作成

①　各内容の指導に当たっては、ものづくりを支える能力などとともに、技術を適切に評価し活用できる能力の育成も重視する。

②　各内容において製作・制作・育成などを行う場合、指導に必要となる時間を十分に検討し、適切な題材を取り上げる。

③　技術分野の学習のガイダンス的な内容となっている内容の「Ａ　材料と加工に関する技術」のアを２学年または第３学年において指導する場合、「内容の取り扱い」に示されている事項を中心に指導するといった工夫を検討する。（ガイダンスについては平成２２年度の第１学年から実施するので、平成２１年度中に指導計画を整備する。）

（２）　家庭分野の指導計画の作成

①　内容がＡ～Ｄの４つの内容で構成されていることを踏まえ、小学校の内容との円滑な接続を考慮するとともに、教科書等の指導内容と新学習指導要領の内容との関連を明確にした上で指導する。

②　平成２２年度の第１学年の指導計画については、平成２４年度（完全実施）を見通した指導計画とする。つまり、ガイダンスも含めて新学習指導要領の内容を卒業までに学習できるように、３年間を見通した指導計画を作成し指導する。（ガイダンスについては平成２２年度の第１学年から実施するので、平成２１年度中に指導計画を整備する。）

③　小学校へ移行する五大栄養素の基礎的事項の学習や、小学校で全員が履修することになった「暑さ・寒さ、通風・換気及び採光」などの指導事項については、校区の小学校でどのように扱われているのかを把握し、小学校との連携を図り、漏れのないように留意して指導計画を作成し確実に指導を行う。

（３）　授業時数　　＜第１学年＞７０時間　　＜第２学年＞７０時間　　＜第３学年＞３５時間

（授業時数については、現行学習指導要領から変更されていない。）

（別紙）

３　具体的な改善事項

改善の要点	補足点・強調点
Ⅰ　新学習指導要領の趣旨及び改善事項 １　改訂の趣旨 (1)改善の基本方針（抜粋） ○工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成の一層の重視 （略)家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに、それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する観点から、その内容の改善を図る。（中略） (ｱ)家庭と社会とのつながりの重視し、生涯の見通しをもって、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する視点から、子どもたちの発達の段階を踏まえ、学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る。 (ｲ)技術・家庭科技術分野については、ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し、目標や内容の改善を図る。 ○社会の変化への対応 ・持続可能な社会の構築や勤労観・職業間の育成 ・安全かつ適切に技術を活用する能力の育成 ○実際に活用する能力と態度の育成 ・実践的・体験的な学習の重視 ・問題解決的な学習の充実 ○家庭・地域社会との連携	（学校教育法の義務教育の目標から） 第二章　義務教育 四　家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。 ・自分の生活は、家庭とともにあり、家庭は社会の中にあるという意味である。 「自己と家庭、家庭と社会とのつながり」→空間軸 「生涯の見通し」→時間軸 ・特に小学校と中学校の体系化を大切にする。技術分野においては、「図画工作」との体系化を図るために校区の小学校では、特に材料と工具の関係に代表されるような技術の習得についてどのように扱われているのかを把握することが大切である。 ・「新しい知識・情報・技術」が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代において、技術と社会・環境とのかかわり、エネルギー、生物に関する内容の改善・充実を図る。 ・「家庭・地域社会との連携」とは、具体的な家庭での実践を大切にするということ。したがって、学習したことがどのように家庭や社会に結び付いているかを考え、指導する内容を改善していくことを大切にする。
(2)改善の具体的事項 （技術分野） ○内容の構成について(抜粋) (ｱ)現代社会で活用されている多様な技術を、①材料と加工に関する技術、②エネルギーの変換に関する技術、③生物育成に関する技術、④情報活用に関する技術等の観点から整理し、すべての生徒に履修させる。その際、小学校や中学校の他教科等における情報教育及び高等学校における情報教育との接続に配慮し、従来の「Ｂ情報とコンピュータ」の内容を再構成する。 なお、ものづくりなどを通して基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、これらを活用する能力や社会において実践する態度をはぐくむ視点から、各内容は、それぞれの技術についての「基礎的な知識、重要な概念等」、「技術を活用した製作・制作・育成」、「社会・環境とのかかわり」に関する項目で構成する。 (ｲ)ものづくりを支える能力などの育成を重視する視点から、創造・工夫する力や緻密さへのこだわり、他者とかかわる力（製作を通した協調性・責任感など）及び知的財産を尊重する態度、勤労観・職業観などの育成を目指した学習活動を一層充実する。また、技術を評価・活用できる能力などの育成を重視する視点から、安全・リスクの問題も含めた技術と社会・環境との関係の理解、技術にかかわる倫理観の育成などを目指した学習活動を一層充実する。 (ｳ)技術に関する教育を体系的に行う視点から、小学校までの学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な設定をするとともに、他教科との関連を明確にし、連携を図る。	・教育基本法の第１章「教育の目的及び理念」では、第１条に教育の目的が示されている。 「第一条　教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」 ・今回の学習指導要領の改訂では、技術分野において、「社会の形成者」としての必要な資質を考えたときに「すべての生徒に履修させる内容」で整理されたと考える。それがここに示した①～④の内容である。 ・各内容の構成が示されている。「基礎的な知識、重要な概念」「技術を活用した製作・制作・育成」「社会・環境とのかかわり」と(ｳ)に示されたガイダンス的な内容を加えて分類される。 ・形あるものを作ることを「製作」と表記し、「形がないものを作る場合を「制作」と表記する。 ＜「緻密さへのこだわり」「他者とかかわる力」＞ ・日本の経済や産業の発展を支えてきたもの、今後も大切にしていきたい内容として明記されている。また、「他者とかかわる力」のひとつとして、「使う側」の立場を尊重して作り上げられた日本製品のすばらしさへのこだわりがあげられる。今回の改訂では、それらの視点が明確になっている。 ・「技術」と「社会」、「技術」と「環境」とのかかわりを双方向で考えることが大切である。

Ⅱ　目標及び内容

1　改訂の要点

(1)技術・家庭科の目標

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

～社会において自立的に生きる基礎を養う観点から～
・生活に必要な基礎的・基本的知識及び技術を確実に身に付けさせること
・生活を工夫し創造する能力を育成すること

(2)技術分野の目標

ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。

(3)内容の改善

①現代社会で活用されている多様な技術を４つに整理
「A　材料と加工に関する技術」
「B　エネルギー変換に関する技術」
「C　生物育成に関する技術」
「D　情報に関する技術」

②ガイダンス的な内容の設定
・内容Ａ項目(1)「生活や産業で利用されている技術」

③再構成された内容（従来の選択項目）
・内容「B　エネルギー変換に関する技術」
・内容「C　生物育成の関する技術」

④「技術を適切に評価し活用する能力と態度」の指導項目の設定
・内容Ａ項目(2)事項ウ
・内容Ｂ項目(1)事項ウ
・内容Ｃ項目(1)事項イ
・内容Ｄ項目(1)事項エ

⑤技術に関わる倫理観などの育成を目指した学習活動の充実

⑥言語活動の充実

2　具体的な改善の内容

内容Ａ「材料と加工に関する技術」

【項目(1)】「生活や産業の中で利用されている技術」
＜ガイダンスとしての扱い＞
・第１学年の最初に履修させる。
＜Ａ(2)や(3)の導入としての扱い＞
・適切な時期を設定し、関連させて扱う。

【項目(2)事項ア】「材料の特徴と利用方法」
・社会で利用されている主な材料の特徴とそれらを生かした利用方法について知ることができる。

【項目(2)事項イ】
・材料に適した加工法を知り、工具や機器を安全に使用できること。

【項目(2)事項ウ】
・材料と加工に関する技術が社会や環境に果たしている役割と影響について理解させ、材料と加工に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成する。

・技術・家庭科の目標は従来と同様であり、基本的な考え方は変わっていない。

・「習得」とは、知識と技術の確実な定着を図ることを意味しており、生徒が次の課題を解決するための礎となるべきものである。また、同時に、生徒の主体的な学習を支え、学習の深化や発展へとつながるものである。

＜「光と陰」＞
【光】科学技術の発展→情報化の発展や成果の向上
【陰】自然の破壊や資源・エネルギーの浪費、情報の氾濫や情報の活用に関するモラルの低下
→生活と技術とのかかわりについての確かな理解が必要である。

・技術分野の目標の文頭に「ものづくり」が明記されている。これは、技術分野で身に付けさせたい能力を有効に指導するためには、「ものづくり」等の実践的・体験的な学習活動を重視することが大切であることを意味している。また、同時に「情報」はものづくりではないという誤解を避けたい。

＜「ものづくり」とは＞
・「ものづくり」とは、科学的な知識等を踏まえて計画・設計し、身体的な技能等を用いて具体的な「もの」を創造すること。

・従来は、各内容において必修項目と選択項目が設定されていたが、今回の改訂では、すべての生徒に履修させる内容として現代社会で活用されている多様な技術をＡ～Ｄの４つに整理した。

＜内容Ａ～Ｄの授業時数及び履修学年について＞
・地域、学校及び生徒の実態に応じて、各学校において適切に定めること。
＜Ａ～Ｄの各内容の構成の仕方＞
①「広く現代社会で活用されている技術について学習する項目等」
②「それらの技術を活用したものづくり（製作・制作・育成）を行う項目等」
③「ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境との関わりの理解を踏まえ、現代及び将来において利用される様々な技術を評価し活用する能力と態度を育てる項目等」
＜事項の取扱いについて＞
・アとイをまとめて指導してもよいし、別々に指導してもよい。より適切に指導できるように配慮する。

・Ａ（１）については、ガイダンス的な扱いとなり、第１学年の最初に履修させる項目である。３学年間の学習の見通しをもたせた指導となるように配慮する。その際、子どもたちがイメージしやすいように製品等を提示するなど工夫する。

・「主な材料」については、例示にある「木材、金属及びプラスチックなど」のひととおりすべて指導するというのではないととらえる。例えば、ある材料とその加工法について学習することが他の材料を扱ったときにも生かされるように指導することが大切である。また、その事象だけに該当する知識や技術を指導することがないように留意する。

【項目(3)】「材料の加工に関する技術を利用した製作品の設計・製作」
【事項ア】「使用目的や使用条件」

・「目的」「条件」こそ、技術分野での問題解決学習で大切にする内容である。これらの条件があるからこそ、工夫につながり、活用に結び付くと考える。

【項目(3)事項イ】
・構想の表示方法を知り、製作図をかくことができるようにする。

＊構想の表示方法→技術分野の「言語活動」

例【正確に加工させるために】
・ノギスなどの測定具の使用、さしがねや直角定規の使用、ジグによる固定
【能率的な作業】
・コンピュータの支援的な活用

【項目(3)事項ウ】「部品加工・組立及び仕上げ」
・材料の種類や個数、工具や機器及び製作順序などをあらかじめ整理し、材料表や製作工程表を用いるなど、作業計画に基づいた能率的な作業ができるように指導する。
・安全に関する配慮事項
・衛生面への配慮事項

【項目(5)】「技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用しようとする態度の育成」

・ここでいう「倫理観」とは、「作り手としての安全に対する配慮等」のことをいう。「誰かに使っていただく」という考え方は日本の技術者の誇りでもある。
例・リサイクルを前提として材料及び加工法を選択すること。
・使用者の安全に配慮して設計・製作すること。
・「新しい発想を生み出し活用することの価値に気付かせるなど、知的財産を創造・活用しようとする態度」を育成する。

内容Ｂ「エネルギー変換に関する技術」

【項目(1)事項ア】
・エネルギーの変換方法や力の伝達の仕組みを知ること。
・小学校及び中学校の理科等におけるエネルギーに関する学習を踏まえる。
例・石油などの化石燃料、原子力、水力、風力、太陽光など自然界のエネルギー資源を利用している発電システムや、エネルギー変換技術を利用した電気機器、自動車などの身近な機械の調査、観察、操作を通して、それぞれの特徴を知ること。

＜「小中学校における理科の学習」を踏まえる＞
・「オームの法則」をはじめ、理科で学習する乾電池の仕組み（小４）電気の利用（発電・蓄電：小６）電流・磁界（中２）等について連携して指導する。
・理科における「ものづくり」は、原理や原則の理解を深めるためのものづくりであり、理科として、ひとつの有効な指導方法と考えられる。
（解説書理科編　Ｐ１１７参照）

【項目(1)事項イ】
・機器の基本的な仕組みを知り、保守点検と事故防止ができること。

（内容の取扱い）
・電気機器については、製品の定格表示や安全に関する表示の意味及び許容電流の遵守等適切な使用方法について知ることができるようにするとともに、屋内配線についても取り上げ、漏電、感電、過熱及び短絡による事故を防止できるよう指導する。

・ここに示された「内容の取扱い」については、指導する内容を具体的に示したもので、「現代社会の中で技術分野での指導を特に期待されている内容」ととらえる。

・取扱説明書等
・ねじ回し、スパナなど

＜「取扱説明書等」について＞
・その他の専門書や通知文を含めて、機器の取扱いについては、これに準ずる。同じような機能をもつ機器でも性能に差異があったり、取扱い方法も異なったりする。
＜具体的に示された例示の工具等について＞
・「このぐらいは使えるように」という例示として参考にしたい。

【項目(1)事項ウ】
・エネルギー変換に関する技術の適切な評価・活用

例・「フロンガス」を例にすると、昔の評価と現在の評価が違うことも含めて、そのものが社会や環境に影響する内容について深く理解し、評価する能力が求められている。

【項目(2)事項ア】
・製作品に必要な機能と構造を選択し、設計ができること。

・構想図や回路図などを適切に用いることについて指導する。なお、その際、「Ａ　材料と加工に関する技術」との関連に配慮する。
例・家庭生活で利用できる機器や簡単なロボット
・「Ｄ　情報に関する技術」の項目(3)と関連付けたコンピュータによる制御する機器
・「Ｃ　生物育成に関する技術」の項目(2)と関連付けた栽培又は飼育に利用できる機器

【項目(2)事項イ】
・製作品の組み立て・調整や電気回路の配線・点検ができること。

・「Ａ　材料と加工に関する技術」の学習との関連を図る。

内容Ｃ「生物育成に関する技術」

【項目(1)事項ア】
・生物の育成に適する条件と生物の育成環境を管理する方法

【項目(1)事項イ】
・生物育成に関する技術の適切な評価・活用

【項目(2)】「生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育」
【事項ア】
・目的とする生物の育成計画を立て、生物の栽培又は飼育ができること。

(中略)動物の飼育又は魚介類や藻類などの栽培を選択した場合、育成する場所や時期を踏まえ、適当な飼育環境や栽培環境がないときには、関連する地域機関・施設などとの連携を図り、実習や観察などを実施することも考えられる。

【項目(5)】
例・環境に対する負荷の軽減や安全に配慮した栽培又は飼育方法を検討させるなど、生物育成に関する技術にかかわる倫理観が育成されるよう配慮する。

内容Ｄ「情報に関する技術」

【項目(1)事項ア】
・コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。
(内容の取扱い)
「情報のディジタル化の方法と情報の量についても扱うこと。」

【項目(1)事項イ】
・情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。

【項目(1)事項ウ】
・著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。
(内容の取扱い)
・情報通信ネットワークにおける知的財産の保護

【項目(2)】「ディジタル作品の設計と制作」
【事項ア】・メディアの特徴と利用方法を知り、制作品の設計ができること。
【事項イ】・多様なメディアを複合し、表現や発信ができること。
(内容の取扱い)
「使用するメディアを検討する場合には、内容Ｄ(1)のウと関連させて、著作権等に配慮させるとともに、氏名、住所、電話番号や顔写真等の個人情報については、利用するメディアや情報を発信する場合によっては使用すべきでないことについても気付かせ、第三者が勝手に使用したり、個人のプライバシーを侵害したりすることがないように指導する。」

・食料や燃料の生産、生活環境の整備など、生物育成の目的に応じた管理方法があることにも配慮する。

・生物育成に関する技術には、長い年月をかけて改良・工夫された伝統的な技術と、バイオテクノロジーなどの先端技術があることを踏まえ、自然の生態系を維持し、よりよい社会を築くために、生物育成に関する技術を適切に評価し活用する能力と態度を育成する。
例　・水田や森林は、二酸化炭素を吸収したり洪水を防止したりすること。
・生物育成に関する技術を利用した農林水産業がもつ多面的な機能について調べること。

<栽培又は飼育計画>
・技術分野における言語活動にかかわる内容

【栽培と飼育について】
・「飼育」については、飼育環境が中学校に備えられている場合は少ない。したがって、近隣に農業高等学校、水産高等学校、あるいは、農業試験場、水産試験場がある場合において、それらと連携して実施することを想定している。

・現行学習指導要領に示された「基本的な操作」の事項が省かれ、小学校学習指導要領第１章総則にその内容が明記された。したがって、中学校では、コンピュータで文字を入力するような学習活動が中心にならないよう留意する。

・コンピュータを構成する主要な装置と、基本的な情報処理の仕組み、情報をコンピュータで利用するために必要なディジタル化の方法について知ることができるようにする。
例　・ファイル・サイズの比較
・コンピュータの処理装置や記憶装置の性能を表すビットやバイト
・ディジタルカメラやディスプレイ及びプリンタなどの周辺機器にかかわるピクセルなど

・情報通信ネットワークの仕組みの観点から、情報セキュリティの確保のための対策・対応がとれるよう内容Ｄ項目(1)事項ウと関連させて指導する。

・情報通信ネットワーク上のルールやマナー、法律等で禁止されている事項に加えて、内容Ｄ項目(1)のアの情報のディジタル化や、内容Ｄ項目(1)のイの情報通信ネットワークの学習と関連させて、情報通信ネットワークにおいて知的財産を保護する必要性を知ることができるようにする。その上で、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止等、情報に関する利用場面に応じて適正に活動する能力と態度を育成する。
・情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」
（「高等学校学習指導要領解説　情報編」より）
例・映画や楽曲等の違法な複製

・適切なソフトウェアを選択し多様なメディアを複合する方法について知ることができるようにする。作品全体の構造や画面構成の図（アイデアスケッチ）、制作工程表などを適切に用いることについて指導する。

【項目(3)】 プログラムによる計測・制御
【事項ア】
・コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。
【事項イ】
・情報処理の手順を考え，簡単なプログラムが作成できること。
【項目(5)】
例・ディジタル作品を利用する際の約束や個人情報の取扱い方針を明記させるなど栄養者が安心して利用できる作品を設計・制作させる。
・身の回りの機器を制御しているプログラムが動作しなかった場合の影響を検討させる。

・技術を用いる目的を意識した実習となるよう指導する。

・計測・制御システムは、センサ、コンピュータ、アクチュエータなどの要素で構成されていることや、計測・制御システムの中では一連の情報がプログラムによって処理されていることを知ることができるようにする。

・情報処理の手順には、順次、分岐、反復の方法があることを知ることができるようにする。また、目的や条件に応じて、情報処理の手順を工夫する能力を育成するとともに、簡単なプログラムを作成できるようにする。

・プログラムの命令語の意味を覚えさせるよりも、課題の解決のための処理の手順を考えさせる。

Ⅲ　指導計画作成と内容の取扱い

1　題材の設定について
・各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め、相互に有機的な関連を図り、系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮して、題材を設定する。

・技術・家庭科における題材とは、教科の目標及び各分野の目標の実現を目指して、各項目に示される指導内容を指導単位にまとめて組織したものである。したがって、題材の設定に当たっては、各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め、相互に有機的な関連を図り、系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮することが重要である。

【題材の設定に関して】
・教師の趣味や嗜好で題材を決めてしまうことのないように配慮する。あくまでも生徒の実態を考慮し、学習環境や授業時間等の条件に合わせた題材を設定することが大切である。また、解説書には、複数の指導事項を同じ題材で指導する事例が紹介されるが、無理にとらわれなくてもよい。
・「技能を身に付ける」ことに関して、どうしても題材を完成させるための技能のみの指導になりがちである。題材の製作を通して何をねらっているのかが大切である。また、製作が簡単過ぎてもいけないし、難し過ぎてもいけない。

2　道徳の時間などとの関連（新設）
・道徳教育の目的に基づき、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をする。

・生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、進んで生活を工夫し創造しようとする態度を育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え生活をよりよくしようとすることにつながるものである。
例・技術分野でどのような道徳教育ができるか。
・「技術に関わる倫理観」
・情報モラル
・人間の力に由来する→「畏敬の念」
・道具のすばらしさ→「先人への尊敬・感謝の念」
・苦労しながらひとつのもの作る活動→「勤労」
・苦労しながら仲間と協力してつくる活動→「友情」など

3　実習の指導
・特に機器を取り扱う際には、取扱説明書等に基づき適切な使用方法を遵守させるなど、事故防止に万全の注意を払うとともに、以下の点に留意する必要がある。

（１）安全管理
①実習室などの環境の整備と管理
・生徒の内発的な学習意欲を高める効果
②材料や用具の管理
・材料や用具の管理は、学習効果を高めるとともに作業の能率、衛生管理、事故防止に関係。
・廃棄する場合は、自治体の分別方法等に対応

（２）安全指導
①安全規則策定と指導の徹底
②学習時の服装
・作業着の着用
・保護眼鏡、マスク、手袋などの適切な保護具の着用
③校外での学習

・安全点検は、教師の責任でもある。服装、くつにも意識を高めて指導する必要がある。例えば、包丁については、危ないという意識があるが、のこぎりはどうか。同じように安全な扱い方について指導するべきである。また、金属加工においては、保護用めがねの使用も考慮に入れること。

４　言語活動の充実（新設） （１）衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動の充実 （２）課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実	・国語科で培った能力を基本に、知的活動の基盤という言語の役割の観点から、実習等の結果を整理し考察するといった学習活動を充実させる必要がある。また、技術・家庭科の特質を踏まえ、生活における課題を解決するために、言葉だけでなく、設計図や献立表といった図表及び衣食住やものづくりに関する概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動も充実する必要がある。 ・言語活動を以下の①～③の理由により重視する。 ①思考力・判断力・表現力を育むため ②他人や社会と関わることでコミュニケーション能力が身に付くため ③技術分野特有の言語活動の基盤を形成することができるため ・技術分野特有の言語（設計図、フローチャート等）を使って頭の中で思考できる能力を身に付けさせることが大切である。そのためにも、「ものづくり」のみならず、実習等の結果を整理し考察するといった学習活動の充実も目指したい。
Ⅳ　移行期間中の留意事項 ※現行学習指導要領による場合 ・平成２２年度の第１学年の指導計画については、ガイダンスも含めて新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるように、３年間を見通して作成し、確実に指導する。	・技術分野の学習のガイダンス的な内容となっている「Ａ　材料と加工に関する技術」の事項アを第１学年の最初に指導することを考慮する。（ガイダンスについては平成２２年度の第１学年から実施するので平成２１年度中に指導計画等を整備することに留意する。）

３　具体的な改善事項　（別紙）

改訂の要点

Ⅰ　新学習指導要領の趣旨及び改善事項

１　改訂の趣旨

（１）工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成の一層の重視
①発達の段階を踏まえた小学校との体系化

（２）社会の変化への対応
①家族と家庭に関する教育の重視
②食育の推進
③持続可能な社会の構築

（３）実践的・体験的な学習活動、問題解決的な学習の一層の充実

（４）家庭・地域社会との連携

Ⅱ　目標及び内容

１　改訂の要点

（１）家庭分野の目標
・衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と実践的な態度を育てる。

（２）内容の改善
①小学校の内容との体系化
「A　家族・家庭と子どもの成長」
「B　食生活と自立」
「C　衣生活・住生活と自立」
「D　身近な消費生活と環境」
②ガイダンス的な内容の設定
③「生活の課題と実践」の指導事項の設定
・内容A項目⑶事項エ
・内容B項目⑶事項ウ
・内容C項目⑶事項イ
（１又は２事項を選択）
④家族と家庭に関する教育の充実
・幼児との触れ合いに関する学習の必修化
⑤食生活に関する内容の充実
・地域の食文化の理解の必修化
⑥主体的に生きる消費者としての態度の育成
・「D　身近な消費生活と環境」の設定

（３）言語活動の充実

２　具体的な改善の内容

内容A「家族・家庭と子どもの成長」

【項目⑴】「自分の成長と家族」（新設）
＜ガイダンスとしての扱い＞
・第１学年の最初に履修させる。
＜A⑵や⑶の導入としての扱い＞
・適切な時期を設定し、関連させて扱う。

【項目⑵事項ア】
「家庭生活と地域とのかかわりについて理解」
・家庭生活が地域と相互に関連して成り立っていることを理解できるようにする。

【項目⑵事項イ】
・高齢者など地域の人々とのかかわりについても触れるよう留意する。

補足点・強調点

＜「工夫し創造する能力と実践的な態度」とは＞
・生活する上で直面する様々な問題の解決に当たり、今まで学んだ知識と技術を応用した解決方法を探究したり、組み合わせて活用したりすること、それらを自分なりの新しい方法を創造することなど、実際の生活の中で生かすことができる能力と態度

・小学校家庭科の内容との系統性や連続性を重視し、中学生としての自己の生活の自立を図る。

＜「習得」とは＞
・知識と技術の確実な定着を図ることを意味し、生徒が次の課題を解決するための礎ともなるべきもの
・生徒の主体的な学習を支え、学習の深化や発展へとつながるもの

＜内容A～Dの授業時数及び履修学年について＞
・地域、学校及び生徒の実態等に応じて、各学校において適切に定める。
＜内容A～Dの関連について＞
・相互に有機的な関連を図り、総合的に展開させるよう適切な題材を設定して計画を作成する。
・DをA、B又はCと関連させて実践的に学習する。

＜「生活の課題と実践」について＞
【設定の意図】
・学習した知識と技術などを活用し、これからの生活を展望する能力と実践的な態度をはぐくむことの必要性から設定した。
【ねらい】
・家族・家庭や衣食住の学習に関心をもち、生活の課題を主体的にとらえ、実践を通してその解決を目指すことにより、生活を工夫し創造する能力や実践的な態度を育てる。
【指導上の配慮事項】
①生徒が興味・関心等に応じて課題を設定し、主体的に実習や調査などの学習活動に取り組めるようにする。
②家庭や地域社会との連携を図り、計画、実践、評価、改善という一連の学習活動を重視し、問題解決的な学習を進める。
③計画及び実践後の評価、改善については、グループで討議したり、発表の機会を設けたりして実践の成果や課題が明確になるように配慮する。
【選択のさせ方】
・選択する事項については、生徒が学習する事項を選択できるようにすることが望ましい。
【設定の仕方の工夫】
・すべての生徒が履修する内容を学習した後に、選択して履修させる。
・すべての生徒が履修する内容を学習する途中で、組み合わせて履修させる。
【履修の時期の工夫】
・学期中のある時期に集中させて実施
・特定の期間を設けて継続的に実施
・長期休業を活用して実施

例・地域の活動や行事等を取り上げて、高齢者など地域の様々な人々とのかかわりについて話し合ったりする。

【項目⑶事項ア】

・幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性について考えることを通して、幼児にふさわしい生活を整える家族の役割について理解できるようにする。

【項目⑶事項イ】

「幼児の観察や遊び道具の製作などの活動」

・具体的な活動を通して幼児の遊びについて考えることができるようにする。

【項目⑶事項ウ】「幼児と触れ合うなどの活動」

・直接的な体験を通して、幼児への関心を深めるとともに、幼児とのかかわり方を工夫できるようにする。

【項目⑶事項エ】「生活の課題と実践」（新設）

内容Ｂ「食生活と自立」

【項目⑴事項ア】（新設）

「健康によい食習慣について考える」

・食生活調べや話し合いなどの活動を通して生徒が自分の食生活について主体的に考えることができるよう配慮する。

【項目⑴事項イ】「栄養素の種類と働き」

・水の働きや食物繊維についても触れる。

【項目⑵事項ア】

「食品の種類と概量について知る」

・実際の食品や食品模型等を用いて、実際に食べている食品の量で分かるようにする。

【項目⑵事項ウ】「食品の選択」

・主として調理実習で用いる生鮮食品と加工食品の良否や表示を扱う。

【項目⑶事項イ】（新設）

「地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解する」

・調理実習を中心とし、地域又は季節の食材を利用することの意義について扱う。

・地域の伝統的な行事食や郷土料理も扱うことができる。

【項目⑶事項ウ】「生活の課題と実践」（新設）

【内容の取扱い】食育の充実について明記

「食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。」

内容Ｃ「衣生活・住生活と自立」

【項目⑴事項ア】

・和服の基本的な着装を扱うこともできる。

【項目⑴事項ウ】

「材料や状態に応じた日常着の手入れ」

・手入れは主として洗濯と補修を扱う。

【項目⑵事項ア】「家族の住空間」

・簡単な図などによる住空間の構想を扱う。

【項目⑵事項イ】

「家族の安全を考えた室内環境の整え方」

・次の視点などから室内環境の整え方が分かり、具体的に工夫できるようにする。

・室内の安全（家庭内の事故の防ぎ方や自然災害への備え）

・室内の空気調節（室内空気の汚染の影響）

・音と生活とのかかわり

・幼児を実際に観察することが難しい場合は、視聴覚教材を活用したり、生徒の幼児期の遊び体験を取り上げたりするなどの工夫をする。

・幼児と触れ合う活動が困難な場合は、視聴覚教材やロールプレイングなどを活用してかかわり方の工夫をする。

・家族・家庭の役割や幼児の生活について学習した知識と技術を活用し、家庭や地域で実践する意義について気付くようにする。

例
・【A⑵ア・イ】との関連を図り、地域活動に参加して高齢者と触れ合ったり、家族のコミュニケーションをふやしたりする方法を工夫して計画して実践する。
・【A⑶ア・イ・ウ】との関連を図り、幼児の遊び道具の製作、間食の調理、簡単な衣服の製作など、幼児の生活に役立つものを計画を立てて作ったり、作ったものを用いて幼児との触れ合いやかかわり方を工夫したりする。

・水は、五大栄養素には含まれないが、人の体の６０％は水分で構成されており、生命維持のために必要な成分である。

・食物繊維は消化されないが、腸の調子を整え、健康の保持のために必要である。

・五大栄養素の基礎的事項については小学校に移行し、中学校では、日本食品標準成分表や食事摂取基準、食品群別摂取量の目安などを学習する。

・栄養や献立、調理などについて学習した知識と技術を活用し、家庭で実践する意義について気付くようにする。

例
・【B⑶ア】との関連を図り、自分の食生活の課題を解決するための日常食の調理を計画を立てて実践する。
・【B⑶イ】との関連を図り、家族とともに地域の食材を生かした献立を工夫し調理の計画を立てて実践したり、郷土料理や行事食の計画を立てて実践したりする。

・食育については、学校においては、技術・家庭科における食に関する指導を中核として、学校の教育活動全体で一貫した取組を推進する。

・食生活を家庭生活の中で総合的にとらえるという技術・家庭科の特質を生かし、食育の充実を図る。

・衣服は身体に最も近い環境であり、住まいはそれをさらに外側から取り巻く環境である。衣生活と住生活を人間を取り巻く環境としての視点から取り上げた。

【補修の内容例】・裾上げ、ほころび直し
【補修の技術例】・まつり縫い、ミシン縫い、スナップ付け

・住宅に関する鳥瞰図などの簡単な図を活用するのは、住空間を想像しやすくするためである。

・小学校での「暑さ･寒さ、通風･換気及び採光」に重点を置いた室内環境の整え方についての学習を踏まえて、中学校では、家族の安全に重点を置いた室内環境の整え方について取り扱う。

・調査や観察・実験などの学習活動を通して具体的な工夫ができるようにする。その際、幼児や高齢者など様々な年齢で構成される家族が、安全で快適な生活を送れるようにすることの重要性に気付かせるよう配慮する。

【項目⑶事項ア】「布を用いた物の製作」（新設）
・項目⑴事項ウ（日常着の手入れ）との関連を図り、主として補修の技術を生かしてできる製作品を扱う。

・実習で扱う題材については、完成後に活用することにより自分や家族の生活がより豊かになるような物を設定する。また、製作を通して、自分や家族の生活を豊かにすることの大切さを実感できるようにする。

【項目⑶事項イ】「生活の課題と実践」（新設）

・衣服の選択、着用、手入れと住居の安全で快適な住まい方など学習した知識と技術を活用し、家庭で実践する意義について気付くようにする。
例・【C⑴・C⑶】との関連を図り、着用されなくなった衣服を他の衣服に作り直したり、再利用したりするなどの活動を計画を立てて実践する。
・【C⑵イ】との関連を図り、安全に生活する視点から危険な箇所について調査し、事故を防ぐ手だてとなるものを製作したり、防災に必要なものを備えたりする。

内容Ｄ「身近な消費生活と環境」

・消費者としての自覚を高め、身近な消費生活の視点から持続可能な社会を展望して、環境に配慮した生活を主体的に営む能力と態度を育てる。
・小学校での学習を基盤として、適切な題材を設定し、内容Ａ・Ｂ・Ｃの学習と相互に関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。
例・食品や衣服、遊び道具の材料の選択や購入、調理や製作などの具体的な場面を取り上げ実践的に学習する。

【項目⑴事項ア】（新設）
「消費者の基本的な権利と責任」
・実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせるとともに、消費者基本法の趣旨を理解できるようにする。

【項目⑵事項ア】「環境に配慮した消費生活」
・これからの生活を展望して、一人一人が環境に配慮した生活を送る必要性に気付かせ循環型社会を目指して生活の在り方を工夫し、実践できるようにする。

・環境に影響を与えている消費生活について具体的にとらえさせ、自分の生活に結び付けた課題の解決に向けて、継続して実践できるよう配慮する。

Ⅲ　指導計画の作成と内容と取扱い

1　題材の設定
・各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め、相互に有機的な関連を図り、系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮して、題材を設定する。

＜技術・家庭科における「題材」とは＞
・教科の目標及び各分野の目標の実現を目指して、各項目に示される指導内容を指導単位にまとめて組織したものであり、「単元」とは言わない。

2　道徳の時間などとの関連（新設）
・道徳教育の目的に基づき、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をする。

・生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながる。
・進んで生活を工夫し創造しようとする態度を育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとすることにつながる。

3　実習の指導
・校外での学習の際の安全指導が新たに規定された。（生徒自身や相手の安全の確保など）

4　言語活動の充実（新設）
（１）衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動の充実
（２）課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実

・食べること、着ることなど日常何気なく見過ごしている具体的な生活事象を観察し、言葉を用いて、気付きを述べたり記録したり、課題に基づいて分析したりすることにより、身近な生活事象を客観的・科学的に理解したり、生活をよりよくするために考えたりすることができる。
・家庭分野の学習で用いる言葉には「栄養」「幼児」など生活に関連の深い様々な言葉がある。これらの言葉に触れ、目的をもって学習対象を観察したり、幼児と触れ合ったりする直接体験や、製作などの実習などの実践的・体験的な学習活動を行うことによって、生徒は様々な驚きや感動を味わい、その過程で、ひとつひとつの言葉が生徒自身の生活の中で実感を伴った生きた言葉へと変化する。

Ⅳ　移行期間中の留意事項

※現行学習指導要領による場合
・平成２２年度の第１学年の指導計画については、ガイダンスも含めて新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるように、３年間を見通して作成し、確実に指導する。

・小学校へ移行した五大栄養素の基礎的事項の学習や、小学校で全員が履修する「暑さ・寒さ、通風・換気及び採光」などの指導事項などが、校区の小学校でどのように扱われているのかを把握し、小学校との連携を図り、漏れのないように確実に指導する。